

一宮市自転車等の放置の防止に関する条例（平成6年一宮市条例第34号）第13条第1項の規定により、自転車等を保管したので、同条第2項前段の規定により次のとおり告示する。

令和7年12月2日

一宮市長 中 野 正 康

1 保管した自転車等及び撤去した場所

別紙放置禁止区域自転車撤去台帳のとおり（「返却」欄に日付の記載のあるものを除く。）

なお、同台帳において、「A」、「B」、「C」及び「D」は、別紙図面の「A」、「B」、「C」及び「D」の地区とする。

2 撤去した日時

別紙放置禁止区域自転車撤去台帳のとおり

時間：午前10時00分から午後4時00分までの間

3 保管する期限

告示の日から起算して6月を経過するまで

4 保管及び返還を行う場所

保管・返還場所：一宮市栄4丁目6番11号

一宮駅自転車等一時保管所

（電話：0586－71－7100）

5 返還のための手続を受け付ける時間

午後1時から午後7時まで

6 その他

3の保管する期限前であっても、自転車等の保管に不相当な費用を要する場合は、一宮市自転車等の放置の防止に関する条例第14条第1項及び一宮市自転車等の放置の防止に関する条例施行規則第11条の規定により、2ヶ月の経過後、当該自転車等を売却したり、廃棄処分したりすることがありますので、ご注意下さい。

放置禁止区域自転車撤去台帳

撤去日 令和 7 年 11 月 24 日

[illegible]

放置禁止区域自転車撤去台帳

撤去日 令和 7 年 11 月 27 日

地区	No.	警告時刻	氏 名	住 所	防犯登録			車体番号	特徴			備考	返却
		撤去時刻	撤 去 場 所						色	スタン	荷台		
D 1	1	8:35			5	L		0S9J02886	シルバー	両足	有		
		13:25	11511 信金 駅前西										
D 2	2	8:35			17	I	58998	A1TPA22640	シルバー	両足	有		
		13:25	11511 信金 駅前西										
D 3	3	8:35			15	7	74601	A14AB04816	シルバー	両足	無		
		13:25	11511 信金 駅前西										
D 4	4	8:35			21	7	49450	AZ1AB99130	黒	両足	有		
		13:25	11511 信金 駅前西										
D 5	5	8:35			?			GG9J85924	シルバー	両足	有		
		13:25	11511 信金 駅前西										
D 6	6	8:35			21	7	79318	GG1K27671	シルバー	両足	有		
		13:25	11511 信金 駅前西										
		:											
		:											
		:											
		:											
		:											
		:											
		:											
		:											
		:											
		:											

放置禁止区域自転車撤去台帳

撤去日 令和 7 年 11 月 28 日

[illegible]

放置禁止区域自転車撤去台帳

撤去日 令和 7 年 11 月 29 日

[illegible]

放置禁止区域自転車撤去台帳

撤去日 令和 7 年 11 月 30 日

地区	No.	警告時刻	氏 名	住 所	防犯登録			車体番号	特徴			備考	返却
		撤去時刻	撤 去 場 所						色	スタンド	荷台		
A	1	8:05			なし			HOSK 02305	黒	両	有		
		13:50	本町南入口										
A	2	8:10			23	ワ	65740	ZX23238806	白	片	無		
		13:55	本町 NAKAGAWA										
A	3	8:10			23	ワ	32417	A22AL08048	黒	片	有		11/30
		14:00	本町 タバース										
A	4	8:15			23	ワ	07895	A21AG48729	白	両	有		
		14:05	本町 エステフコロボ										
		:											
		:											
		:											
		:											
		:											
		:											
		:											
		:											
		:											
		:											
		:											
		:											

